

企支第3874号
令和4年10月14日

親事業者各位

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

下請取引の適正化について（依頼）

県行政の推進につきまして、日頃より多大な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴事業所におかれましては、これまでも下請取引の適正化等に御協力いただいているところですが、下請取引を行う際には、引き続き下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法に基づく振興基準を遵守いただきますようお願いいたします。

現下の新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の長期化、世界的な物価上昇、急速な円安進行といった状況において、適切な価格転嫁等により、サプライチェーン全体でコストを負担していくことがますます重要となっています。貴事業所におかれましても、次の事項についても特段の御配慮いただきますようお願いいたします。

1 下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分に協議を行い、取引対価を決定するなど、適切な価格決定を行うこと。

2 部品等の供給が遅延していることに伴い、納品が長期化せざるを得ない取引においては、納品後の一括払い以外にも、工程や段階に応じた支払いとするなど、下請事業者の資金繰りにも特段の配慮をすること。

併せて、県内下請中小企業への優先発注に御理解いただきますようお願いいたします。

なお、下請取引適正化に関する各種情報や資料等を公正取引委員会及び中小企業庁の各ホームページで閲覧することができますので、是非御活用ください。

■公正取引委員会

- ・下請法

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/index.html>

■中小企業庁

- ・経営サポート「取引・官公需支援」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>

- ・適正取引支援サイト

<https://tekitorisupport.go.jp/>

問合せ先

中小企業支援課

団体指導グループ 一ノ瀬

電話 (045)285-0747 (直通)